

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第80号 令和6年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費 10款 教育費	全部 1項 教育総務費 2項 教育総務費 3項 中学校費 5項 社会教育費 6項 保健体育費	2目を除く

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第2条地方債の補正

議案第81号 令和6年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第82号 八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和5年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第94号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)

議案第97号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

● 委員派遣について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市立図書館冷房設備等更新工事に伴う休館期間延長について

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得等に係る期限を延長するためのもの
- 2 改正の内容 課税免除の対象となる設備の取得等に係る期限を令和 6 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日とするもの
- 3 施行期日 公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するもの

特別災害による被害者に対する八戸市市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1. 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、市民税及び国民健康保険税の減免に係る合計所得金額の算定について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

2. 改正の内容

① 地方税法の一部改正に伴う所要の改正

第 2 条第 2 項中	
改正前	配当所得
	附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額
改正後	配当所得等
	附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附
	則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

② その他規定の整備

第 3 条第 1 項の表中「当該面積」を「被害面積」に改めるなど文言の修正を行うものの。

3. 施行期日 公布の日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1 月）	常時介護を受けている場合	172,550 円	177,950 円
	随時介護を受けている場合	86,280 円	88,980 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1 月）	常時介護を受けている場合	77,890 円	81,290 円
	随時介護を受けている場合	38,900 円	40,600 円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340 円	8,085 円	9,640 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340 円	6,310 円	6,925 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618 円	8,283 円	9,795 円	10,923 円	11,718 円	12,438 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568 円	6,470 円	7,038 円	8,093 円	8,950 円	9,398 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

4 経過措置

改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

新条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

議案第94号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和6年3月31日

1 改正の理由

令和6年度税制改正等における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人住民税》

(1) 個人住民税所得割に係る定額減税を実施するもの。

令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除するもの。

(2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設けるもの。

雑損控除を適用する年度を納税義務者が選択できる措置を講ずるもの。

現 行	改 正 後
令和7年度 (令和6年分所得)	令和6年度又は令和7年度 (令和5年又は令和6年分所得)

《固定資産税》

(3) 令和6年度評価替えに伴い、以下の措置を講じるもの。

① 据置年度における土地の価格の下落修正措置を継続（附則第9条の2関係）

現 行	改 正 後
令和4年度又は令和5年度	令和7年度又は令和8年度

② 土地の税負担の調整措置を継続（附則第10条、第11条関係）

現 行	改 正 後
令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで

(4) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準額の特例措置について、条例で定める特例割合を次のとおりとするもの。（附則第 8 条の 2 関係）

①特例割合の見直し

対象資産	条例で定める割合
バイオマス発電設備のうち、出力が 10,000kw 以上 20,000kw 未満で、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	6/7 (改正前：2/3)

②特例割合の新設

対象資産	条例で定める割合
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産（民地のオープンスペース化など）	1/2

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 (1) (3) (4) 令和 6 年 4 月 1 日、(2) 公布の日

**青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について****1 理 由**

地方自治法第286条第1項の規定により、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合同規約を変更するもの。

なお、規約の変更についての協議については地方自治法第290条により議会の議決を経ることを要する。

2 青森県市町村税滞納整理機構の概要

1. 経緯	青森県市町村総合事務組合（平成19年4月設立、地方自治法第284条一部事務組合）の滞納整理部門を強化し、市町村税等の滞納整理を専門に行う機関として平成24年4月1日に設立された。
2. 構成団体	青森県内の40市町村 ※八戸市は令和5年6月1日加入
3. 処理業務	構成団体から移管を受けた市町村税等徴収金の滞納整理 (1) 滞納者の財産等の調査及び徴収金の納付折衝 (2) 滞納者の財産の差押え等 (3) 差押財産の換価、配当等 (4) 滞納処分の執行停止の判定等 滞納整理に関する研修の実施
4. 負担金	構成団体市町村が実績に応じて次の負担金を納付する。 ・ 移管件数割額 滞納者1名につき千円 ・ 徴収実績割額 移管滞納事案に係る収納額の10%

3 目 的

令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収については、市町村において個人住民税均等割と併せて行うとされたため、青森県市町村総合事務組合において共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加え、青森県市町村税滞納整理機構へ滞納整理を移管した場合において、森林環境税も市町村税等徴収金としての徴収を可能とするもの。

4 施行日 令和6年8月1日

八戸市立図書館冷房設備等更新工事に伴う 休館期間延長について

1 休館中の施設

八戸市立図書館（本館）（八戸市大字糠塚字下道2-1）

2 休館期間を延長する理由

図書館（本館）は冷房設備等の更新工事に伴い、7月31日（水）まで休館する予定としていたが、工事に伴う粉塵を取り除く書棚清掃作業や、約3万冊に及んだ貸出本の返却処理作業など、開館準備作業に不測の日数を要することとなったため、休館期間を8月7日（水）まで1週間延長するものである。

	休館期間	開館日
当初予定	令和6年3月1日（金）～令和6年7月31日（水）	令和6年8月1日（木）
変更後	令和6年3月1日（金）～令和6年8月7日（水）	令和6年8月8日（木）

3 休館期間延長の周知方法

- ・「広報はちのへ 7月号」（6月20日発行）
- ・市及び図書館ホームページ
- ・報道機関への投げ込み
- ・各種SNS（図書館公式Xなど）
- ・各種掲示物（図書館本館及び図書館分館）
- ・市内小中高大学への通知